

新旧対照表（主要改定箇所抜粋）

【貸金庫規定】

改定後	改定前
<p>1.（格納品の範囲）</p> <p><u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p><u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p><u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2.（利用目的の確認）</p> <p><u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、お客さまは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>14.（解約）</p> <p>(2)</p> <p><u>⑥ お客さまが存在しないことが明らかになったときまたはお客さまの意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p><u>⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p><u>⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p><u>⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u></p>	<p>1.（格納品の範囲）</p> <p><u>(3)（新設）</u></p> <p>2.（新設）</p> <p>13.（解約）</p> <p>(2)</p> <p><u>⑥（新設）</u></p> <p><u>⑨</u></p>

【自動貸金庫規定】

改定後	改定前
<p>1.（格納品の範囲）</p> <p><u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p><u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p><u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2.（利用目的の確認）</p> <p><u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、お客さまは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>15.（解約）</p> <p>(2)</p> <p><u>⑥ お客さまが存在しないことが明らかになったときまたはお客さまの意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p><u>⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p><u>⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p><u>⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u></p>	<p>1.（格納品の範囲）</p> <p><u>(3)（新設）</u></p> <p>2.（新設）</p> <p>14.（解約）</p> <p>(2)</p> <p><u>⑥（新設）</u></p> <p><u>⑨</u></p>

【保護預かり規定】

改定後	改定前
<p>1.（保管物の範囲）</p> <p><u>(3) 保護預かりには、次に掲げるものを収納することができません。</u></p> <p><u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p><u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、保護預かりの通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2.（利用目的の確認）</p> <p><u>(1) 保護預かりの契約の締結または利用等にあたっては、お客さまは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、保護預かり品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2) 保護預かりが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、カメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で保護預かりの利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>14.（解約）</p> <p>(2)</p> <p><u>⑥ お客さまが存在しないことが明らかになったときまたはお客さまの意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p><u>⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p><u>⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p><u>⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u></p>	<p>1.（格納品の範囲）</p> <p><u>(3)（新設）</u></p> <p>2.（新設）</p> <p>15.（解約）</p> <p>(2)</p> <p><u>⑥（新設）</u></p> <p><u>⑨</u></p>